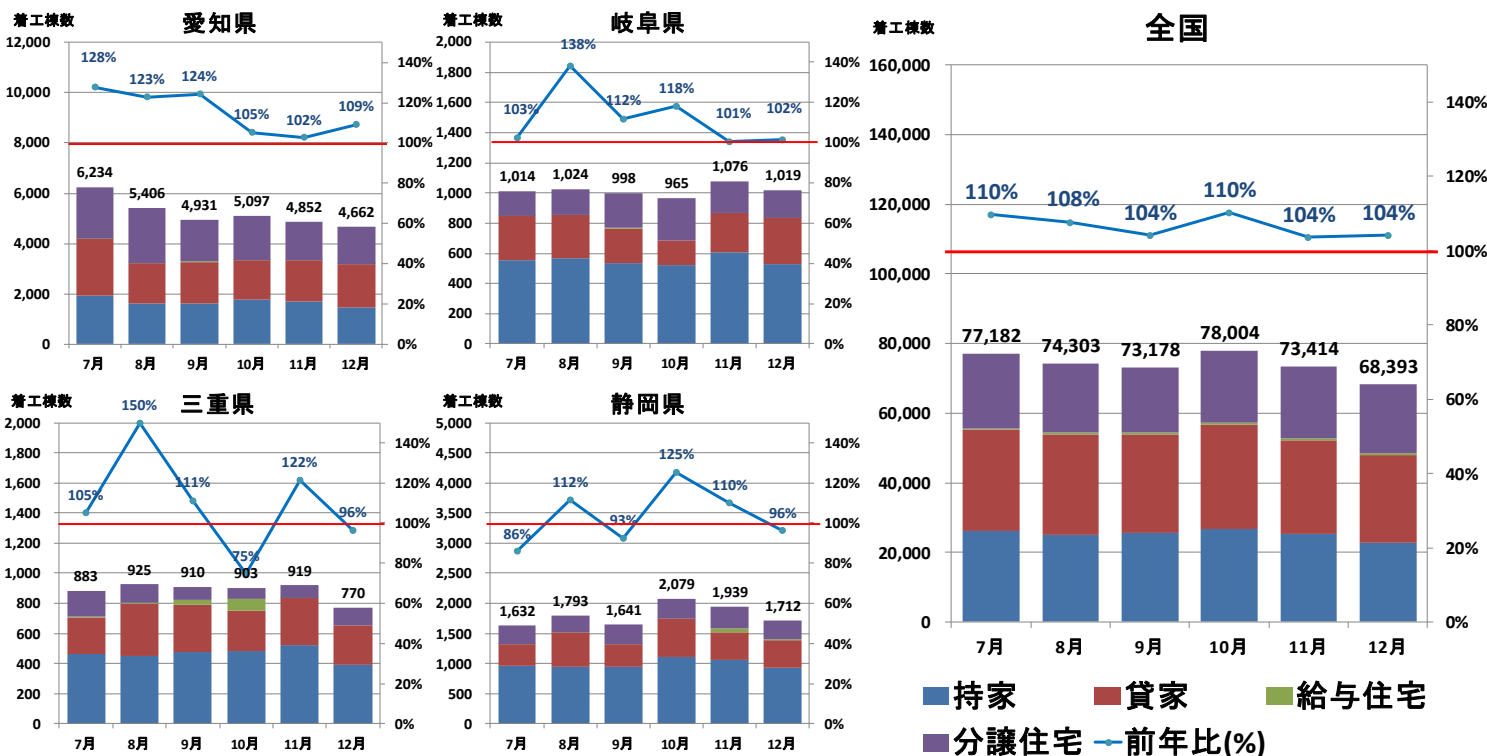


東海4県の着工推移

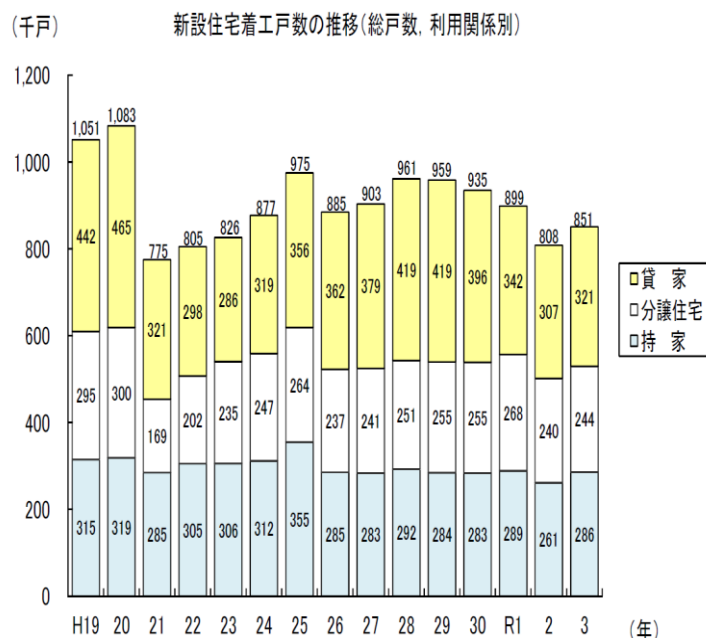


出典:着工データ 国土交通省

国交省 2021年の建築着工統計調査報告を公表

2021年の新設住宅着工戸数は前年比5.0%増の**85万6,484戸**となり、5年ぶりに増加。また、新設住宅着工床面積についても同6.3%増の7,067万㎡と、着工戸数と同様、5年ぶりに増加。利用関係別に見ると、持ち家が同9.4%増の**28万5,575戸**と、昨年の減少から再び増加に転じたほか、貸家が同4.8%増の**32万1,376戸**、分譲住宅が同1.5%増の**24万3,944戸**といずれも増加。

分譲住宅のうち、一戸建住宅は同7.9%増の14万1,094戸と昨年の減少から再び増加となった一方で、マンションについては同6.1%減の10万1,292戸となり、2年連続で減少しました。



詳細は国土交通省 建築着工統計調査報告

https://www.mlit.go.jp/report/press/joho04_hh_001030.htmlで確認ください。

改正長期優良住宅法の施行に伴う改定について

長期優良住宅の認定促進等による住宅の質の向上に加え、既存住宅を安心して購入できる環境をさらに整備し、既存住宅流通市場を活性化させるための「**住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律案**」が、2021年2月5日に閣議決定され**2022年2月20日より施行**されます。

【長期優良住宅の認定実績】

	ストックベース (2009 - 2019)	新築ベース (2019)
合計	113万戸 (2%) ※1	10.7万戸 (12%) ※2
戸建住宅	111万戸	10.6万戸 (25%) ※2
共同住宅	2万戸	0.1万戸 (0.2%) ※2

※1 居住世帯のあるストック総数 **約5,400万戸** (H30住宅土地統計調査) に占める割合

※2 新築住宅着工全体に占める割合

主な改正内容

(1) 長期優良住宅の普及促進等

【長期優良住宅法・住宅品質確保法の改正】

[1] 共同住宅について、区分所有者がそれぞれ認定を受ける仕組みから管理組合が一括して認定を受ける仕組みに変更(住棟認定の導入)

[2] 良質な既存住宅を長期優良住宅として認定する制度を創設

[3] 認定手続の合理化

・住宅性能評価を行う民間機関が住宅性能評価と長期優良住宅の基準の確認を併せて実施

[4] 頻発する豪雨災害等への対応

・認定基準に災害リスクに配慮する基準を追加(災害の危険性が特に高いエリアを認定対象から除外等)

(2) 既存住宅に係る紛争処理機能の強化等

【住宅品質確保法・住宅瑕疵担保履行法の改正】

[1] 住宅紛争処理制度の拡充

・リフォーム、既存住宅売買等に関する瑕疵保険に加入した住宅に係る紛争を住宅紛争処理の対象に追加

・住宅紛争処理に時効の完成猶予効を付与

[2] 住宅紛争処理支援センターの機能強化

・住宅紛争処理支援センターによる住宅の瑕疵情報の収集・分析と活用

※詳細は国土交通省HPをご確認ください。<https://www.mlit.go.jp/>